

# 令和8年度 途上国での植林による炭素クレジット創出に係る支援業務 仕様書

## 業務概要

本業務は、受注者が主体的に検討・実施を想定する植林による炭素クレジット創出プロジェクトの形成・実施を支援するものであり、プロジェクト形成からクレジット発行までの一連のプロセスにおける課題を整理し、現地での実証調査を通じて課題解決を図ることを目的とする。あわせて、業務を通じて得られた知見を基に、他の企業にとっても参考となる「植林による炭素クレジット創出プロジェクトのモデル案」を取りまとめる。

### ■ 業務内容

- 対象国、対象地域、炭素クレジット認証スキーム<sup>1</sup>等は、受注者が設定するプロジェクト条件に基づき検討すること。
- 本業務は、課題抽出→課題選定→解決手法の設計→現地実証→モデル案作成→普及を一体的に実施する計画とすること(業務内容2.(1)～(4))。
- 課題選定にあたっては、他企業への波及可能性や汎用性を重視し、モデルケースとなるよう、選定理由や前提条件を明確化すること。

## 1. 背景・目的

気候変動緩和策として、GHG排出削減量やCO<sub>2</sub>吸収増加量に基づき創出される炭素クレジットは、企業の排出削減目標達成や投資・取引手段として重要性が高まっている。特に、成長過程において大気中のCO<sub>2</sub>を新たに固定する植林活動は、吸収・除去系の炭素クレジット創出手段として、カーボンニュートラル実現に向けた役割が期待されている。

植林による炭素クレジット創出は、REDD+と比較してプロジェクト単位で取り組みやすく、民間企業の参入余地がある一方、途上国における森林・林業分野の専門知識や現地実務能力が求められる。さらに、持続性の確保(将来にわたり森林として炭素を固定し続けること)、セーフガード対応(地元住民の権利・生態系への配慮)、追加性の証明等、技術的・社会的課題への対応も不可欠である。このため、一般企業が単独で事業を実施することは容易ではなく、NGOやプロジェクトディベロッパー等の現地・専門組織と連携して進めることが想定される。

本業務は、これらの課題に対応し、民間企業の参画を促進することを目的として、プロジェクトの形成段階からクレジット創出に至るまでの実施プロセスにおける課題解決に必要な実証調査を実施するものとする。

---

<sup>1</sup> 本報告書では、炭素クレジットに関する用語を以下のとおり整理し、使い分けて用いることとする。すなわち、「炭素クレジット制度」は規制ベース(コンプライアンス)を指し、「炭素クレジットプログラム」は自主ベース(ボランタリー)を指すものとする。また、「炭素クレジットスキーム」は、規制ベース(コンプライアンス)と自主ベース(ボランタリー)の双方を包括する概念として用いる。

## 2. 業務内容

### (1) 炭素クレジット創出プロジェクトへの参画目的・形態の明確化

受注者は、炭素クレジット創出プロジェクトへの参画目的及び参画形態を整理し、これを明確にした上で、以降の課題抽出ならびに現地実証調査を実施すること。参画目的については、表 1 に示す内容を想定しており、当該目的に応じて重視すべきポイント(例:クレジット創出時期及び創出量、コスト、制度との適合性、社会的評価等)並びに参画形態(例:単独実施、コンソーシアムへの参画、資金提供等)が異なる点に留意すること。

表 1 企業の炭素クレジット創出プロジェクトへの参画目的別に想定されるニーズ

| クレジットの利用目的              | 企業例      | 重視するポイント(想定)  |
|-------------------------|----------|---|
| ①自社排出削減の目標達成(オフセット)     | 排出量の多い企業 | ・予定した量・時期にクレジットを創出(目標達成未達を回避)<br>・排出削減制度で利用できる炭素クレジットスキーム           |
| ②他社への転売                 | 商社、証券企業等 | ・炭素クレジット創出のコストや時間に加えて、市場価値高いスキーム<br>・環境十全性(追加性、永続性等)が確保された高品質なクレジット |
| ③林業経営の多角的収益化            | 林業関連企業   | ・伐採木・森林経営と整合した形でのクレジット創出・取扱い<br>・既存の林業収益を補完する収益源としての活用              |
| ④自社製品への付加価値(オフセット商品)    | 石油、ガス企業等 | ・販売先・消費者から評価・理解されやすい魅力あるプロジェクトから炭素クレジット創出                           |
| ⑤社会貢献(CSR, ESG, BVCM 等) | 全般       | ・投資家・消費者から理解されやすい魅力あるプロジェクトから炭素クレジット創出                              |

### (2) 植林による炭素クレジット創出にあたっての課題の抽出

受注者が炭素クレジット創出のための植林プロジェクトを形成・開始し、当該炭素クレジットを認証・発行に至るまでの一連のプロセスにおいて想定される課題を抽出する(課題例は表 2 の通り)。課題の抽出にあたっては、創出したい炭素クレジット認証スキームの種類、対象国・地域、並びに植林活動の内容をあらかじめ設定したうえで、それらの条件(要件)に対応して生じる課題を可能な限り具体的かつ網羅的に整理する。なお、(1)で整理した企業の参画目的や参画形態の違いにより、重視点や制約条件が異なることを踏まえて整理すること。

表 2 炭素クレジット型植林で想定される課題(例)

| 課題の種類         | 課題(例)   |
|---------------|---|
| プロジェクト形成/体制構築 | ・現地パートナー(NGO、林業事業者、地方政府、ディベロッパー等)の探索・選定<br>・申請・発行に係る費用の把握 |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同実施者(専門技術を持つ外部組織を含む)の選定</li> <li>・プロジェクト設計書(PDD)作成に必要な情報の収集と整理</li> </ul>   |
| 候補地や樹種の選定     | 植林後の消失等のリスクが低い植林候補地、現地の生態系を考慮した樹種の選定、土地利用に関する政府等との合意形成   |
| 苗木調達・管理       | 安価で品質の良い苗木の安定的供給   |
| 炭素量の測定手法      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多数に点在する植林区や地上調査が難しい植林地(マングローブ林等)での炭素量の測定・モニタリング手法</li> <li>・土壌炭素プールの評価・測定・モニタリング手法</li> <li>・植林木の炭素量の測定・報告・検証のデジタル化(dMRV)</li> </ul> |
| 成長量推定         | クレジット創出量の将来予測のための植林木の成長量推定   |
| セーフガード・永続性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との合意形成</li> <li>・個々の植林地の状況に合わせたリスク評価(適切なバッファー量の推定)</li> <li>・植林後のリスク評価、確実な管理体制の構築</li> </ul>                                     |
| 追加性の証明        | 炭素クレジット収入以外の経済的収入が見込まれる場合の追加性の証明   |

### (3) 選定課題の解決に向けた現地実証調査

上記(2)で抽出した課題の中から、本業務において取り組む課題を1つ以上選定し、その解決に向けた手法・技術を設定する。選定する課題は、可能な限り他企業においてもモデルケースとして参照・展開が可能な、汎用性の高いものとする。また、設定した手法・技術の有効性を検証するために、対象地において当該手法・技術を用いた現地実証調査を実施する。検証内容に応じて、文献調査や既存データを活用した整理・分析を併せて実施することも可とする。

### (4) モデル案の作成および普及

上記(1)～(3)の結果を踏まえ、植林による炭素クレジット創出プロジェクトのモデル案を作成する。モデル案には、植林プロジェクトの準備段階から実施、モニタリング、並びに炭素クレジットの申請・登録・発行に至るまでに必要となる作業項目を整理し、それぞれの作業内容の解説及び実施上のポイント、その他留意事項等を含めることを基本とする。また、本業務の成果については、発注者が主催する日本国内でのセミナーにおいて紹介を行い、国内外における普及を図るものとする。

### (5) 中間報告スライド、及び最終報告書の作成

上記(1)～(4)までの実施内容について、契約期間中に概ね2回、中間報告としてスライド資料(15～20枚程度)を作成し、有識者で構成される事業運営委員会において報告を行うものとする。また、2027年3月19日までに最終報告書を作成し、発注者に提出すること。なお、中間報告用スライド及び最終報

告書には、調査の背景及び目的、対象地、調査・検証方法、ならびに得られた結果等について、図表やイメージ図等を用いて分かりやすく記載するものとする。

### 3. 業務実施期間

委託契約締結日から2027年3月19日(金)まで

### 4. 成果品

納入物品(電子データのみ提出)

- ・中間報告スライド:2回分(上記2の(5))
- ・最終報告書:1部(上記2の(5))

### 5. その他留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書及び受注者の提案書に基づき実施するものとする。
- (2) 発注者は、業務の目的達成に必要な指示または助言を行うことができるものとし、受注者はこれに従うこと。なお、発注者は必要に応じて受注者の現地調査に同行し、技術的助言またはアドバイスをを行うことができるものとし、受注者はこれらを踏まえて業務を実施すること。
- (3) 発注者または事業運営委員会から提示される技術的助言および意見については、業務内容に適切に反映させること。
- (4) 受注者は、中間報告に限らず、発注者の求めに応じて適宜業務の進捗状況について報告を行うこと。
- (5) 本業務の成果は原則として公開可能なものとし、発注者は受注者の了承を得た範囲内において、ウェブサイト等を通じて公開できるものとする。
- (6) 本業務を再委託する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
- (7) 本仕様書及び提案書に記載のない事項が新たに必要となった場合、または不明な点が生じた場合には、発注者と協議のうえ、対応方針を決定するものとする。